

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年10月27日付け答申第136号)

1 事案の概要

H27. 9. 4 異議申立人

知事（実施機関）に対し、次のとおり開示請求
環境省が「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（2014/03/07）（以下「新通知」という。）を策定するにあたって、環境省に対して熊本県資料（過去の認定審査会資料）を提示することを伝えた書面（提案書、申入書、要望書 等）

または、環境省より熊本県に対して、当該資料を提示するよう要求してきた書面。

当該資料提示の趣旨及び内容を記載した書面、等

H27. 9. 17 実施機関

本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定

H27. 10. 14 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て

H27. 12. 1 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第172号）

2 当事者の主張の趣旨

（1）異議申立人

- ・ 本件不開示決定を取り消して、開示を求める。
- ・ 本件開示請求に係る文書は、環境省が新通知を作成するにあたって、熊本県の認定審査の実務実績を参照するように、熊本県側から提案をしたものである。
- ・ 提示した認定審査会資料は、水俣病の認定を左右する極めて重要な資料であり、さらに、取扱には細心の注意を必要とする個人情報をも含んでおり、水俣病認定業務についての上級行政庁である環境省と熊本県との間であっても、認定審査会資料を国に提示する場合には、資料の趣旨・内容について文書による取り決めを行うなど、熊本県には必要な措置・手続きを経ることが求められているし、その権限もある。
- ・ 熊本県知事は、行政行為における文書主義の意義・必要性を十分認識しているはずであり、知事が直接関与していた環境省との交渉に関して、「面談又は電話によるやり取り」のみで一切の文書・記録が作成・取得されていないというのは信じられない。

（2）実施機関

- ・ 環境省職員が熊本県資料を閲覧した経緯はあるが、面談又は電話によるや

りとりであったため、請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、存在しない。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

認定審査会資料の閲覧は熊本県から環境省に申し入れたものではなく、環境省から県水俣病審査課長に口頭で申出があった。閲覧の目的は総合的検討のあり方について具体化するためであることを認識していた。このような事情からすれば、県としては閲覧の趣旨及び閲覧を求められている資料の内容も十分想定できたと考えられるため、国に対して書面の交付までは求めなかったとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、請求に係る行政文書はいずれも存在しないとする実施機関の説明は首肯し得るものと認められる。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成27年12月 1日（諮問第172号）
答申日	： 平成29年10月27日（答申第136号）
事案名	： 環境省が通知を策定するに当たり、熊本県が環境省に対して、熊本県資料を提示することを伝えた書面等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、環境省が水俣病認定における総合的検討に関する通知を策定するに当たり熊本県が環境省に対して熊本県資料を提示することを伝えた書面等について、平成27年9月17日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成27年9月4日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

環境省が「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（2014/03/07）を策定するにあたって、環境省に対して熊本県資料（過去の認定審査会資料）を提示することを伝えた書面（提案書、申入書、要望書 等）

または、環境省より熊本県に対して、当該資料を提示するよう要求してきた書面。

当該資料提示の趣旨及び内容を記載した書面、等

- 2 平成27年9月17日、実施機関は、本件開示請求に係る文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成27年10月14日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成27年12月1日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求に係る文書は、環境省が「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（以下「新通知」という。）を作成するにあたって、熊本県の認定審査の実務実績を参照するように、熊本県側から提案をしたものである。2013年4月の最高裁判決で完敗した熊本県にとって、新通知の作成は、熊本県が法定受託している水俣病審査に決定的な影響を与えるものであり、この方針は、熊本県知事はじめ県の最高幹部によって協議・決定されたものである。
- (2) 熊本県の規則「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」第2条では、熊本県が国の施策に何か提案しようとするときには、文書を作成しなければならないと明記されている。
- (3) 環境省に対して行った開示請求では、調査担当だった元環境保健部企画課長補佐は2日間しか調査しておらず、その目的は熊本県の過去の認定審査が52年判断条件に基づいていることを確認するというものであった。同補佐は医師免許を取得している技官でもなければ、水俣病事件を詳細に分析・研究している研究者でもなく、一方、熊本県が同補佐に提示した審査会資料は認定された人だけでも1,800人分にも及ぶ膨大な医学関係資料であり、しかも「県職員が常についていたわけではない」ということであり、水俣病事件に関して初心者ともいえる同補佐が、専門外の膨大な医学資料を、たった2日間で、メモ1枚取らずに調査するにはよほど事前に念入りな打ち合わせと準備がなければ実行不可能であり、「面談又は電話によるやり取り」などでは間に合う内容ではない。
- (4) 提示した認定審査会資料は、水俣病の認定という申請者の生命・健康に関する権利を左右する極めて重要な資料であり、さらに、申請者個人だけでなく家族も含めた氏名・生活歴・病歴などその取扱には細心の注意を必要とする個人情報をも含んでおり、管理・保管や使用に関して慎重な配慮・措置が求められるものであり、外部の者に提示する必要がある場合には更に慎重な配慮・措置が講ぜられるべきものである。熊本県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第12条及び地方自治法第248条の規定に従い、水俣病認定業務についての上級行政庁である環境省と熊本県との間であっても、認定審査会資料を国に提示する場合には、資料の趣旨・内容について文書による取り決めを行うなど、熊本県には必要な措置・手続きを経ることが求められているし、その権限もある。

- (5) 熊本県知事は、行政行為における文書主義の意義・必要性を十分認識しているはずであり、知事が直接関与していた環境省との交渉に関して、「面談又は電話によるやり取り」のみで一切の文書・記録が作成・取得されていないというのは信じられない。
- (6) 以上のとおり、本件不開示決定通知書に記載されている不作成・不取得という不開示理由は、事実を隠蔽するものであるから、本件不開示決定を取り消すとともに、開示請求に係る文書を開示するよう求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、以下のとおりである。

環境省職員が熊本県資料を閲覧した経緯はあるが、面談又は電話によるやりとりであったため、請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 資料提示の経緯について

実施機関は、本件開示請求の文書の不存在について、第4のとおり説明している。当審査会が、資料の提示に関する環境省とのやり取りについて実施機関に対し詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

- ① 認定審査会資料の閲覧は、県が環境省に申し入れたものではなく、環境省特殊疾病対策室から県水俣病審査課長に口頭で申出があった。
- ② 閲覧の目的は、水俣病認定における総合的検討のあり方について具体化するためと聞いていた。個人情報保護条例第8条第2項第7号に規定する個人情報を実施機関以外の者に提供することができる場合に該当すると判断し、新通知策定に協力するという知事の意向を受け、協力の一環として資料の閲覧に対応することとし、書面の交付は求めなかった。

2 本件不開示決定の妥当性について

上記1のとおり、認定審査会資料の閲覧は熊本県から環境省に申し入れたものではなく、環境省から県水俣病審査課長に口頭で申出があった。閲覧の目的は総合的検討のあり方について具体化するためであることを認識していた。このような事情からすれば、県としては閲覧の趣旨及び閲覧を求められている資料の内容も十分想定できたと考えられるため、国に対し

て書面の交付までは求めなかったとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

したがって、環境省に対して熊本県資料を提示することを伝えた書面、又は環境省から熊本県に対して資料の提示を要求した文書、当該資料の趣旨及び内容を記載した文書はいずれも作成又は取得しておらず存在しないとする実施機関の説明は首肯し得るものと認められる。

よって、本件開示請求に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は等審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛
会長職務代理者 原島 良成
委 員 立石 邦子
委 員 井寺 美穂
委 員 末松 恵美

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年12月 1日	・ 諮問（第172号）
平成28年 2月16日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成28年 9月23日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成29年 4月18日	・ 審議
平成29年 5月16日	・ 審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 29 年 6 月 20 日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、実施機関からの説明聴取及び審議
平成 29 年 7 月 18 日	・ 審議
平成 29 年 8 月 15 日	・ 審議
平成 29 年 9 月 19 日	・ 審議